

岩波
講座

日本文学史 第十六卷 一般項目

民間伝承と文学

柳田 国男

岩波書店

民間伝承と文学

柳
田
国
男

目次

一 『神道集』の諏訪縁起	三
二 『諏訪の本地』の諸本	五
三 聴き手の能力	九
四 語り手の才略	三
五 信仰と文芸	八
六 二つの系統	二〇
七 甲賀と諏訪	二三
八 伝承の分布	二六
九 末弟成功の昔話	二九
一〇 書伝以前の物語	三三
参考文献	三三

一 『神道集』の諏訪縁起

日本の文学が民間伝承と深い関係にあったことを説くために、まず安居院の『神道集』という書物の名を挙げたいと思う。「神道」と名づけられていても、吉田兼俱の類別に従えば、「本迹縁起神道」というべきものであって、諸国各社の縁起を中心にできあがっている。そのために、近世の国学者からは大して信用されなかったのであるが、民間文芸の成長を研究しようとする人々にとっては、まことにありがたい資料だったのである。

『神道集』の本文中には、文和三年（一三五四）、延文三年（一三五八）という二つの実年が明記されている。すなわち、巻五の御神樂の条に、「神武天皇元年辛酉年より今文和三年甲午年に至るまで二千四十七年なり」とあり、巻二の熊野の条に、「神武天皇四十二年壬寅年より今延文三年戊戌まで一千九百八十一年なり」とあるほか、巻五の日光と巻七の伊香保の条にも、やはり延文三年という年紀がみえている。年数の勘定はいずれもまちがっているが、わざとまちがえる者もあるまいから、少くともここに挙げた諸条は、後光厳院の文和・延文年間に成立したと信ずることができる。いったい『神道集』という書物は、ばらばらの説話を寄せ集めたものと考えられるが、その特異な文体語法の点からも、全体として南北朝時代に成立したとみるべきであろう。

『神道集』の成立について大きな暗示を与えるのが、真字本『曾我物語』の存在である。この両者の関係は、いろいろな点から証明されるが、何といってもめだつのは、特異な用字法の共通していることであった。丹念に比較してみると、両者の間には多くの同文、類文を指摘することができる。真字本『曾我物語』は、富士周辺の杜寺の信仰をくわしく説いているが、『神道集』もまた、富士浅間をはじめ、三島、箱根などの本地物語を含んでいる。同じ神学説が、両書共通にみられることも、きわめて多いのである。これだけの共通一致が、まったく偶然におこったとは考え

られない。両者の語りが、単に同じ地域に発生したというばかりでなく、さらに同じ団体の活動によって結集されたのではないかと疑われる。『曾我物語』の原形が、東国における語り物であったことは、まず信じてよい。『神道集』は安居院作とされているが、はたして中央の説経師の手に成ったと認めるべきであろうか。『神道集』の説話内容を検討すれば、むしろ東国方面に語りの中心を求めたくなる。しかも、『曾我物語』のように、特に箱根山だけに拘泥することはできないのである。

『曾我物語』は、ごく短い期間に、驚くべき変貌を遂げた書物であった。ある時期には、虎や満江を称する女性によって語りひろめられ、さまざまの新しい趣向をつけ加えられていったのである。しかも、流布の仮字本として、はやく固定したために、たちまち成長を中止しなければならなかった。『神道集』の事情も、半分だけは『曾我物語』と似ている。仮字交り本『神道集』というのが、後代の『曾我物語』にやや近いようであるが、そればかりではない。ほかに、本地物と呼ばれる仮字書きの絵巻や草子が幾種類も残っており、それぞれ『神道集』の個々の説話と深いつながりを示している。たとえば、『熊野の本地』『伊豆箱根の本地』『みしま』『天神記』『諏訪の本地』のごときは、いずれも『神道集』説話の成長したあとを留めている。そういう中には、『曾我物語』と異なっていて、印刷の機会もなかったために、いつまでも勝手に変貌しながら、しかも気まぐれな蛇足を添えられなかったという珍重すべき実例が認められる。そうなった原因は、ぜひとも明らかにしなければならない。推測を述べるならば、文芸の性質の差というよりも、むしろこれを承認し支持する社会の事情、いわば需要者の要求の違いにもとづくのであろう。曾我仇討の評判が都に上らず、単なる相模駿河の地方事件に終っていたら、ああいう物語の展開は見なかったらと思うが、それだけでは証明もできない水掛論になってしまう。何よりも許されるかぎりの実験を試みなければならない。『神道集』十卷五十話の中でも、比較すべき材料のもっとも豊富なのは、最後の諏訪縁起の一篇であった。ここでは、諏訪縁起だけを取りあげて、さらにくわしく検討したいと思う。

ここで諏訪縁起というのは、甲賀三郎を主人公とする幽怪な物語である。真字本『曾我物語』の方にも、
諏訪大明神凡夫因位御時伊吹獄七日巻狩シマツ

とあり、また

甲賀三郎諏方自_ニ維縵国_一被_レ出_{サレ} 神出山奥

とあるが、これだけではあまり簡単すぎて、前後の事情もはっきりしないであろう。しかるに、『神道集』の諏訪縁起は、集中随一の長文であって、ただ一話で巻一〇の全体を占めている。くわしく紹介すれば、相当の紙数を要するが、あらましを記述すれば、主人公の甲賀三郎諏方は、甲賀権守諏胤の第三子であった。伊吹山の巻狩の八日目に、最愛の妻春日姫を天狗に奪われて、日本六十六国の山々獄々を、残りなく捜しまわった。ようやく信濃国蓼科獄の人穴から姫を救い出したが、二人の兄の悪意のため、三郎だけが穴の底深く落されてしまった。そのまま地底の国々を廻歴して、久しい年月を重ねたのであるが、ついに大蛇のすがたとなって、信濃国浅間獄から地上へ出ることができた。そこで、本国に帰って、二人の兄を降し、春日姫とともに、諏訪大明神と祭られたという。諏訪の祭神を建御名方神と信じているものにとって、まことに驚くべき所伝であったが、『神道集』ばかりでなく、意外に広い範囲に行われていたのである。

二 『諏訪の本地』の諸本

『神道集』諏訪縁起と比較すべき『諏訪の本地』の伝本は、すでにかなり明らかになっている。とにかく各地に独立して、これだけ多く伝わっている語り物は珍らしいかと思う。『諏訪の本地』にかぎって、何か特別な事情があったので、それが諸本を比較してゆくうちには、おいおい判ってきそうな気がする。とりあえずいま判明している分だけ

を列挙するならば、第一に挙げなければならないのは、

(一) 諏訪茅野氏本 天正十三年(一五八五)

であろう。安居院の『神道集』を別にすれば、いま知られている中では、この本がもっとも古い。『諏訪史料叢書』第二に採用されたが、さらに横山重氏の『室町時代物語集』第二には、一部の写真まで添えて、慎重な態度で翻刻されている。ついで古いと思われるのが、

(二) 京都大学図書館本 寛永二年(一六二五)

である。これがまた、まことにありがたい資料であって、やはり『室町時代物語集』のおかげで、世に知られるようになった。以前どこにあったかということが知られぬのは残念だが、明らかに天正の諏訪本と同系統のものであった。しかも、天正本とわずか四十年しか隔たっていないにもかかわらず、転写の際には起りえないような変化が、もう幾つとなく認められる。ただ共通な点を挙げるならば、以後の諸本と比べて、この二つの叙述だけがやや詳しいということである。

天正と寛永の二本を除けば、ほかはほとんど江戸後期の写本のようなだが、しかも列記しきれないほどの小さな異同があった。幕末わずかな期間の流行というよりも、あるいは寺小屋教育の普及につれて、読み書きする者の数が増してきたことと、関係づけることができるのではないかと思う。そういう伝本を、やはり年代順に挙げてゆけば、次には、

(三) 松代栗本氏本 享保四年(一七一九)

がくるであろう。話の順序は案外によく一致しており、ただ注意すべき二三の差異が認められる。かえて後の本よりも脱落した部分も見られるが、ほかにこの頃のものという証拠のある本はないのだから、この特徴は珍重しなければならぬ。横山氏の集書の中には、天正と寛永の掲出本を除いても、なお十一本の諸本を紹介しているが、その中

で注意されるのが、左の三点である。

(四) 諏訪茅野氏本第二 安永元年(一七七二)

同じ一つの家の所蔵でも、これには巻頭に戸隠や善光寺の記述を伴ない、しかも中間の略叙の式は、かえって後代の諸本に近いものがある。

(五) 佐久長慶寺本 文化八年(一八一二)

これは所蔵者水谷不倒氏の『絵入浄瑠璃史』にも紹介してあるが、その簡単な文字の中からも、少しばかりほかの本と異なる所がありそうに思われるのが興味深い。浅間山麓の真楽寺を中心とした甲賀三郎の伝説については、『郷土研究』三巻一一号(大正五年一月)に、高島直一郎氏の報告がある。これは純然たる口伝えらしかったが、話は半分近く『諏訪御本地』などと共通しており、ただ佐久地方の土地の由緒などが適当に加味されていた。もしも個々の筆録と筆録との中間で、口から耳への物語が変化していたとすれば、それが若干は佐久地方の伝本の上にも、地方色となっており、出てくるかもしれないのである。

(六) 甲州吉沢村本 文化十二年(一八一五)

中島仁之助氏の所蔵だという。諏訪の信仰圏に属する北巨摩郡などには、もっと数が多くてもよいはずだが、ほかにはまだ聴いていない。時代のわりには古風なかたちが残っているように思われる。

以下に掲げる諸本は、さらに遅れていまだ百年前後に写されたものである。しかも、ほとんどすべて信州一国から出ていることは、特に注目してよい。小池直太郎氏の『小谷口碑集』には、『諏訪の本地』の全文をそらで語り得る故老が、同地方に現に生存していたということを記している。つまり、信州ではごく最近まで、『諏訪の本地』が語り物として生きていたのである。以下の諸本にも、久しく暗誦によって伝わっていたのを、新たに文字に録したものが混っている。そうだとすれば、たとえ年代は新しくても、別の意味で興味深いものがある。

(七) 諏訪今井氏本 天保十三年(一八四二)

今井真樹翁の蔵本というのも、近年の転写であって、もとの天保十三年本というのは、どこにあるのか判らない。同じ土地のものだが、前の天正本の副本ではなく、辞句にかなりの差があるから、これも起りはまるで別であった。

(八) 木曾德音寺本 嘉永元年(一八四八)

これは、はやくから知られていた本の一つである。叙述の順序は、寛永の写本に近いが、省略の態度は、むしろ安永元年の写本と似ている。

(九) 松山氏本 元治元年(一八六四)

この本には「松山藤五郎久重写之」とあるのみで、できた処を記してはいないが、巻頭に「当国総社諏訪大明神御本地」とあるので、やはり信州であったということは判る。かなり達者な文字で、「候えしが」「思ひ共」のような北国風の訛りが少々混っている。写しとはあるが、語りのかたちはよく残っている。

(一〇) 松本小池氏本 慶応三年(一八六七)

奥に「松本庄渚村小池定吉」と署名して、「元の本、字落ち仮字違ひあり合点行かざる所あれども其まゝを写す」というから、これまた明らかに伝写本である。ほかにも写しはあったに違いないが、同じ一つの本からと思われるものは、まだ見あたらないようである。

(一一) 上田花岡氏本 明治元年(一八六八)

古くから上田にあったかどうか判らない。飯島花月翁から花岡茂三郎氏に譲られたもので、あまりできのよい本とは言えない。ほかに書写年時不明の本が幾つかあるが、いずれもそう古いとは思われないのである。

(一二) 小谷嶺方本 時不明

北安曇郡北城村嶺方の旧家、室賀重吉氏の家に伝えられていた。甲賀三郎の物語が研究される機縁となった記念すべ

き本である。近年の筆記らしいが、伝写ではないということが、特に注目すべき事実であった。

(一三) 上田飯島氏本 時不明

前記の花岡氏本とともに、飯島翁の手に入ったものであるが、両者の行文は、まるきり異なっている。新しい明治元年のものに比べて、全体にことば数も多いのは、意味ありげに思われる。

(一四) 江戸貸本屋本 時不明

これだけはたしかに信州外で写されたもの。標題も「信濃国諏訪本地」とあり、その上に「甲賀三郎春日姫」と割書きしている。本文には全部仮字を振ってあり、前後に「礫川伊勢久」という黒印を捺している。時代不明ではあるが、文化十四年の日暮里諏訪神社の碑文が合せ綴じられているから、それより前のものでないことは判る。

『神道集』の諏訪縁起と比較すべき資料として、十四種の写本を挙げてきたのであるが、同類の『諏訪の本地』は、まだ今後も出現するかもしれない。しかしながら、江戸後期の本が新たに出て、大勢には影響しないであろうとみて、一応いままでの資料で検討を進めてゆく。ただし、『室町時代物語集』第二には、『諏訪の本地』と題する絵入写本が収められている。『国学院雑誌』五五巻一号には、白田甚五郎氏によって、正保三年(一六四六)の『諏訪明神縁起』というのが紹介されている。この種の本だけはとり除けておいて、後に別途に触れようと思う。とりあえずは『神道集』と直接に比較できるものから検討することにした。

三 聴き手の能力

十四の写本が『神道集』に近いといっても、その異同のさまはきわめて複雑である。一つの書物にはかならず一人の著者があり、二つの写本が違ふ時は古い方が正しく、また新しい方の誤写であり、さかしらであるもののように考

える人々にとって、甲賀三郎はやや始末のわるい例外であった。いわゆる異本の系統を辿ることがむずかしく、しかも新旧にかかわりない一致が認められる。だいたい新しいものほど省略が多いとは言えるが、古い筆記にもまた明らかな思い違いが混っていた。口で代々の語り伝えがあるうちに、人によって種々の作為を加えていたことが、ほんのこれだけの比較でも、少しずつ判ってくるのである。そういう中でも注目すべきは、『神道集』の諏訪縁起だけが、天正以後の仮字文の三倍近くもあることであった。これのどの部分がとって除けられ、どれだけが大事に保存されているかを見てゆけば、古い物語の伝承方式が、文筆以外に少くともいま一つ、あったということだけは認められる。

『神道集』の諏訪縁起を各種の『諏訪の本地』に変化させた事情は、これらの本文を読み比べてゆくと、あらまし判ってくるのだが、とりあえず目につく二三の点を挙げてみよう。甲賀三郎が兄次郎の裏切りによって、藤蔓の籠の八筋の綱を切って落されてから、さまよい歩いた地底の国の数が、第一に問題になる。天正と寛永の二本では、「七十二の人穴を過ぎて」とあるのに対して、享保以後の諸本で、いずれも二十二の人穴を降って、次々の国へ出たことになっているのは、たしかに大きな差異であった。しかし、それはただ数字の上の削減に止まり、実際の記事があるのは前後の諸本を通じて、最初に入って行ったかうひん国と、その一つさきの田植をしていた無名の国と、最後に別れてきたゆゑまん国と、たった三つに限られている。注意すべき異例として、享保の松代本だけが、国を四つ挙げて、二番目にかうちやう国を通ったとしてしている。昔の人の想像力では、そう数多くの国を違えて描写しにくく、自然に単調に墮して、聴き手を退屈させていたのであろう。『神道集』の方はどうかと見ると、「七十三人穴七十二国ヲ過テ」などと、さも精確そうに説きながら、やはり最初的好賓国と最後の維縵国との間には、わずか十カ国のことを叙述するばかりである。しかも、国々のでいたらくというのは、正月の祝が二つ、冬籠りが二つ、田植と田草取もともに二度となっている。従って、その光景は重複して、ようやく二首贈答のでたらめ歌で変化を設けているのである。こういうことを七十二回くり返しても、謹んで聴いていた時代が、かつて一度はあって、『神道集』が筆記された頃には、

もうその省略の時期にかかっていたのかと推測される。

そう推測してもよい一つの根拠として、もっとはじめの方に、春日姫を求めて、日本六十六国の山々嶽々を、残りなく探しまわるといふ一条がある。『神道集』だけは、その山と嶽との名を精密に六十六組実は阿波が落ちて六十五組)列挙しており、これがまた珍らしい名前ばかり多いのに対して、天正以来のすべての仮字文の方は、その数を主として京以東の十何カ国に限っており、少しずつの誤脱錯乱はあるが、この点はほぼ一致しているのである。だいたい『神道集』における地誌の知識は、不精確と言おうよりも、むしろ皆無に近かった。歌や文章によく出てくる富士と筑波、浅間山に甲斐の白根、さては都に近い比叡山、春日山、白山、立山、日光、羽黒などの十数カ所をとり除けると、ほかの多くの国々では、わずかな連想やまったく自由な思いつきによって、どしどしと山嶽の名をこしらえて、別に気が咎めたらしい様子もない。そういう耳にしたこともない奇抜な山嶽の数々を、素朴な心で謹聴していた人たちが前にはいたのに、地誌の知識が少しは備わって、いぶかり抗議する者が後に現れたというのは、いわゆる合理化であり、また古伝に対する信仰の動揺でもあったかと思う。

『神道集』の山づくし、嶽づくしを見ると、おもしろいことに、遠い西国に行くほど、いよいよ空想が奔放になる。たとえば、

豊後国^{ニハ} 伏見^ノ御嶽^ヲ詐^リ山、肥前国^{ニハ} 議御嶽^ノ龍^リ山、肥後国^{ニハ} 誇^ノ御嶽^ノ贅^田山、日向国^{ニハ} 嘲^ル御嶽^ノ棕^キ山……老岐国^{ニハ}
 大江御嶽^{ニハ}誣^シ山^ヲ尋^ニ廻^{レドモ} 恋人^{ニハ}合^{サリキ}

というくだりなどは、もう聴きあきた人たちに、少しは笑わせてやろうという趣意でもあったものか。とにかくそんな言扁口扁の山の名がそうそうあろうとは、誰だっと思っていなかったはずである。あるいはまた、この物語の語り手が、特に中国四国九州の地名に疎かったためかと考えられる。そう思っていると、天正以後の仮字本でも、わりに対応しているのは、関東から信州へかけての小区域だけで、近畿地方にもまちがいはかり多く、それに続けて「つくし

にはひこねのたけを尋ね廻れとも云々」と、西三十何国をただ一句でかたづけられている。この「ひこねのたけ」は、寛永本に「ひこ山のたけまでも」とあって、明らかに豊前国英彦山の名の聴きかじりであったが、それさえ合点がゆかなかったとみえて、元治本のごときは、わざわざ「近江国には彦根のたけを尋ねけれども」と語り替えている。この古伝の再検討と改訂ということが、仮字本全体を通じて一つの傾向であったと見られる。『神道集』の獄の名と山の名は、でたためではあるものの、とにかく五畿七道の国名を手習本の順序通り並べているのに対して、仮字本はどれも一様に、その恠しげなものをみな削除し、北陸から東北へおおよそ路順にほぼありそうな名前だけを列記している。しかも、奥州では「たつこくの獄」すなわち達谷窟だけで出羽を落し、東海道でも海に沿うた数ヵ国を説きもらしているなどは、この物語の行われた地域の、案外に限られていたことを示すのではないかと思う。

だいたいにおいて、列記主義は古い趣味であった。江戸の古浄瑠璃でも、いわゆる何々づくしは、競って新意匠を出しながら、やがて廃れていった。『曾我』の流布本のごときは、うどん屋のようにただ長く引きのばそうとしていたにもかかわらず、なお真字本が力を入れていた武者ぞろえ、装束ぞろえの類を省略している。頼朝が信州三原の狩におもむく道行ぶりなどは、たしかに二三の紀行よりも貴重な地理資料であった。夜ごとに付近の大名たちが警固に出て、敵討の隙を与えなかったことを説くために、数多く列挙した武家の苗字さえ、いまの読者に多少の興味があるかもしれないのに、『曾我物語』の流布本は、惜しげもなく平凡な文章と置きかえている。つまり、そういう点に興味をもち、または利益を得る人々が、もう聴衆でなくなっていたのである。社会が要望しなかったら、こんなくだらぬ大衆文芸が、短い期間でも存在するはずはない。そして、昔の人たちは一様に律義であった。だから、七十二の地底の国々のごときも、かつては七十二回丁寧にくり返して語られた時代があるのかもしれない。

信仰史の資料として惜しまれるような部分の省略や改訂でも、文芸の立場からすれば、成長または進歩と認めなければならぬことがある。それをしなかったら、たちまち流伝が止まり、たまたま文字に録されても、ただの「古い

書きもの」となって、註釈家の指導をうけるような結果となる。民謡でも、諺でも、昔話でも、そういう人の厄介にならないで、独自に生きようとするものは、いずれも時代に即応してことばを変え、かたちを改めることさえある。私が作りましたと名のる者があれば、剽竊や換骨奪胎のおそれもあるが、以前は公有であったから、そんな問題も起らなかったのである。

四 語り手の才略

てみじかに言えば、甲賀三郎の物語は耳の文芸であった。結局は眼で視る文芸となって、私たちの前にあるわけだが、もとは久しい間、耳で受け取り、口で引き継ぐという相続をくり返してきた。そういう耳の文芸であったために、たやすく成長し変化したのである。もちろん文芸の五百年間の変化の中には、単なる誤解または無理解にもとづいたものも、いくらか混ってくるのはやむをえないことであった。たとえば、甲賀三郎が春日の御社に参って、春日姫を妻に申しうけるくだりで、それが春日権守の子であるのか、または孫であるのかということが、本によってまちまちになっている。『神道集』では、「最愛孫子春日姫」とか、「此^ハ保成^カ為^ニ孫子^{ニテ}候」などと言っているのに、近世末期の写本になると、姫みずから「権頭の子にて候」と名のるばかりでなく、別に「みどりの前」「桜の前」などというもう一つの名をもっている例が多い。そこで、古い本に当たてみると、やはりもとは孫とあったのが、不明になったので訂正したのである。この点は天正本に、

春日の社へ詣つて七日の御神樂あり、ひとりのみやのこと申けるは春日の権守の娘なり、その娘をば春日姫と申して、年十七にならせたまふ

(傍点筆者)

とあるのが正しい。寛永本ではもう誤って、

七日御神樂をまいらせける。ひとり、宮に申けるは、春日の権頭の娘なり、その娘をば春日姫と申て（情者）

と語っている。「ひとり」は多分「火取」とでも書くので、「みやのこ」はすなわち巫女の名であった。火取の宮の子が権守の娘で、その娘だから権守の孫になるわけだ。子持の巫女というものが、實際石清水などにもいたことを知らないで、親子を一つにしたために、一人の女に二つの名がある結果となった。それもまたおかしいと思ったせいか、ほかの本ではまったく取ってしまっている。そして、安居院の方では、ただ孫女だというだけで、かえって母が誰であったかは語っていない。小さいことではあるが、天正以後の諸本が、決して『神道集』を台本に使っていないかったことを証拠だてる。

もう一つ、「襖に衣」という諺の句が、初期の仮字本にはあって、後には省かれてしまっている。天正本では、三郎兄弟が父を喪い、三十五日目にまた母に別れたという条に、

三人の子ども、あをに哀（衣）をかさねて、歎かせたまふこと限りなし

とある。寛永本の方では、三郎が蛇体のまま御堂の縁の下に潜んでいると、御通夜の神々が昔語りをしたもうという条に、

母も同じく空しくなりたまふ。あふにころもを重ねて、歎き深くして三人の子ども、第三年まで孝養怠らずしてと出ている。『神道集』では、同じ文句が双方に見られる。前の方は、

三人ノ君達へ襖ニ衣ト先ノ鎌衣ニ名墨染ヲ引重テッ カレケル歎

と、すこぶる面倒くさい書きぶりであるが、後の方は、

三人ノ子供へ襖ニ衣ヲ引重テ

と、すらすら読むことができる。これは『曾我物語』でも、特に難解な一句として知られている。『曾我』の流布本では、巻八の「祐経が屋形へ行きし事」に、

日頃は親の敵、ただ今は日の敵、襖にころもを重ねてものがすべきにあらず
と使われている。本門寺本でも、

年来親敵今日（？）^{フニヤ}襖衣^{ニヤ}へ此喩^{カヤ}

とあるが、大石寺本の方は、すでにこの句を省いている。襖というのは、今日の合羽または外套で、外出や防寒に用いられた。これに衣を重ねると言えば、「重きが上の小夜衣」というのも同じで、「かさねがさね」の意味だったろうと思うが、それにしては、『曾我』流布本の用例に合わぬようである。おそらくは諺の興味の中心が、時代とともに移動したのであると推測される。つまり、最初は襖の上に衣を添えたというだけであったのに、後にはあり得ない冠履顛倒、半てんの上へ帷子^{かたびら}を重ねるようになって、「いかなる場合にも」という意味を強調したのではないか。諺の形態だけが記憶され、用途の方が変化する例はいくらかもある。『曾我』の場合は、たまたま後期の意味だけに通じていた者が、わずかな改訂をもって、前来の文句を踏襲したのである。しかも、近世になると、胴服や羽織が流行し、襖は素襖のほかに用いられなくなり、この諺のおかしみも通用しなくなったので、『諏訪の本地』からも省かれてしまったのである。くだらぬ流布本によって、文芸の成長を止められる不幸だけは、信州の甲賀三郎になかったといえる。少々の誤解や無理解はあっても、『諏訪の本地』をよく見ると、代々の語り手の才略によって、感動を新たにしようとする改作が、また多く認められる。たとえば、甲賀三郎が蓼科山の岩窟で春日姫に再会するくだりでは、主の魔王のゆくえを尋ねるのであるが、『神道集』の諏訪縁起では、それに対して、

百済国^{ニヤ}真照天王^{ニヤ}姫宮^{ニヤ}貞嚴^{ニヤ}御在^{ニヤ}取^{ニヤ}来^{ニヤ}自^{ニヤ}友達^{ニヤ}奉^{ニヤ}取^{ニヤ}三行^{ニヤ}

と答えることになっている。すでに思いきって大きな一つの空想であるが、天正本に、

唐土へ御かどのしうのかうきよくの姫をみめよきとて取りに行きぬ

といい、寛永本に「唐土のみかどのしうのかうわうの姫君云々」というのも、同種の語り替えと考えられる。しかる

に、これでもなお大衆に耳遠かったものか、享保本以下のすべての記録は一致して、

折ふし豊後の郡司の姫君みめよき人なれば、取りて来りみづからが相手にせんとて取りに行きたまふとしてゐる。これが暗記の違いでなく、まして筆写の誤りでないことは、誰にでも判ると思う。

さらに一つ、夫妻そろって地上へ出ながら、姫の歎きによって、三郎だけが忘れ物を取りに引き返すという一条がある。三郎の運命を狂わせる大事な忘れ物は、『神道集』ではただ一つ、「祖父春日ノ權守ノ珍魔ノ片身ヲ放トテラス賜フルヲ面影ト云唐鏡」であつた。ただ一品であれだけの騒動になるのはもの足らぬとも思つたか、後代の仮字本は、いずれも宝物の数を増加している。一例を小谷嶺方本から引けば、

姫君仰せけるは、あまりに急ぎとて(候とてカ)、年月読み奉る金泥の薬師經、大国にて翫ゆいせんといふ經文書、又みづからがためには宝にて候からの鏡、又春日大明神より給りたる有いねといふ双草(草子カ)、是等をととりわすれて候と仰ければ

とあつて、忘れ物は四種になつてゐる。中でも語る者に判らなかつたろうと思われるのは、二番目の「ゆいせん」である。ほかの後代の諸本も似たりよつたりで、天正本には「ゆふせひくわん」、寛永本だけに「ゆふせんくつといふ文書」とあつて、結局は大国で愛玩する『遊仙窟』ということであつた。そんな本を持つていては、春日姫の名譽にも関するわけだが、実は見たことのない者が、よくよくの珍本と心えていたばかりに、それを新たに取添えて、動機を一段と重くしたのである。何でもありきたりを踏襲するというような、智慧のない人の所作とは違ふのである。

もとより長たらしい物語であるから、中間にはしばしば人の耳を新たにする必要があつた。代々の語り手は、そういう趣旨をよく呑みこんで、時に新しい改良を試みようとする。ゆゑまん国のゆゑまん長者は、過ぎにし方も三万歳、また来る方も三万歳という長命の翁であるが、三人の娘を三郎にひき合わせ、どれか一人を妻に取れと勧めるくだりがある。『神道集』がすでに思ひきつて、